

(9) 忌引ニ関スル件

決議

本大會ハ忌引日数ヲ市雇ト同様ニスベキ事ヲ期ス

理由

現在ハ市雇ト現業員トハバツテ差ガアル市雇ニアウト我々デアラウト同族者ガ死セシタル時ノ悲哀ハ同ジデアアル亦種々死葬式ヤ戸籍上ノ手續等ハヘテ三柯等市雇ト差別的取扱ヲ感ス理由ハナイ、從ツテ我々市雇同様待遇サル可キデアル。

実行方法

一、執行委員會一任

(10) 特別給與金規程細則第三條廢止ニ関スル件、

理由

細則第三條ニ退職給與金ヲ受ケントスル者ハ在職中ノ履歴書及戸籍謄本ヲ提出スルハ、我々ハ当局ニ雇入セラレル時ニデニ戸籍謄本ヲ出シテアルニ拘ラズ、一任ノ理由ハナイ、亦履歴書ノ如キモ当局ニ於テ詳細ニ判ル筈デアル、斯ノ如キハ事為

実行方法、執行委員會一任

二、同細則第五條改正ニ関スル件、

理由

第五條(中)祭金ヲ受ケントスル時ハ死者ノ戸籍謄本及葬祭ヲ成シタル事實ヲ証ス

ベキ書類ヲ提出スベシ

此ノ規程ノホス如クス事ナクハ葬祭金ハ支給サレヌデアル。

我々國古来ヨリノ習慣トシテ人ガ死セシタル場合出未得ル限り懇ニ葬祭ヲナスノデアル、亦本ノ葬祭金ヲ支給スル所以ハ平素ノ最小限度ノ生活費ヨリ得テ居ナク非常ノ場合ニ対テ準備ガナイ、故ニ本ノ古来ヨリノ美風ヲ行ワシメントシテ給與スルモノデアラフハ規程ハ葬祭金支給ノ根本精神ニ反シテモデアル、即チ本規程中(葬祭金)ニ於テ事案ヲ証ス可キ書類ヲ提出スベシ)ヲ削除スベキ事

実行方法 執行委員會一任

(11) 諸給與金支給ニ関スル件、

決議